答 弁 第 二 九 号昭和五十三年五月十二日受領

(質問の

二九)

内閣衆質八四第二九号

昭和五十三年五月十二日

内 閣 総 理大臣 福 田 赳 夫

衆 議 院 議 長 保 利 茂 殿

衆議院議員近江巳記夫君外一名提出 「沖繩における旧軍買収地 につい て に関する再質問 に対

し、 別紙答弁書を送付する。

衆 議院 議員 近江 . 巳 記· 夫君外一名提出 沖 繩 における旧軍 買 収 地に つい て に関する再

質問主意書に対する答弁書

一について

昭 和 十八年 か ら同十九年にかけて旧読谷飛行場用地が買収された時点において、 設置された

と判断される。

二について

(1) 御 指 摘 \mathcal{O} 土 地 に 0 ١, ては、 読谷村長 から、 国 有 地と L て所 有権証 明書 が 既に交付され て **\

たものである。

(2)調 査 \mathcal{O} 結果では、 国有地に対する個人の土地所有申請書は収集されていない。

三について

米国治政下における所有権認定作 業につい ては、 先の提出資料に おいて述べ たとおりの手 · 続

によ つて行わ れたことが 調 査 \mathcal{O} 結果 判 明 ĺ 7 1 る。 L か L な が ら、 御 指 摘 の 土 地 は 民 有 地 で あ

り、 その手続きに関する具体的経過については調査の対象にしていない。

右答弁する。